

総会

配布：一般

2015年1月22日

第69会期

議事日程議題 26 (b)

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/480)]

69/142. 2015年およびその後に向けた障がい者のためのミレニアム開発目標およびその他の国際的に合意された開発目標の実現

総会は、

その中で障がい者が、開発の全ての面での開発の行為者と受益者の双方として認められた、1982年12月3日に総会が採択した障がい者に関する世界行動計画¹、そして1993年12月20日に総会が採択した障がい者の機会均等化に関する基準規則²のような早期の活動枠組を想起し、

2006年12月13日に総会が採択しそして2008年5月3日に発効した、障がい者の人権と基本的自由を確認している画期的な条約である、障がい者の権利に関する条約³を再確認し、それが人権および開発文書の双方であることを認識し、そして障がい者の権利に関する条約の選択議定書⁴に留意し、

ミレニアム開発目標と障がい者のための他の国際的に合意された開発目標を実現することに関する総会の従前の全ての諸決議並びに人権理事会および経済社会理事会並びに同機能委員会の関連諸決議を想起し、

¹ A/37/351/Add.1 and Corr.1、添付文書、第VIII節、勧告1 (IV)。

² 決議 48/96、添付文書。

³ 国際連合、条約集、第2515巻、No.44910。

⁴ 前掲書、第2518巻、No.44910。

その中で総会が、世界的なレベルでの人の尊厳、平等および公平という原則を維持する政府の連帯責任を認識した、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標に関する総会の従前の諸決議をまた想起し、そして障がい者の権利に関する条約の批准と履行を奨励することによるものを含んで、障がい者および開発に関する国際的な規範的枠組の完全な適用と実施を達成する加盟国の義務をこの意味で強調し、

開発努力における障がい者の権利、参加、福祉および視点に対する言及を含んでいる、ミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル本会議の成果文書⁵、「我々の求める未来」と題された持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書⁶、および「HIV およびエイズに関する政治宣言：HIV およびエイズの排除に向けた取組の強化」と題された HIV およびエイズに関する総会の 2011 年ハイレベル本会議の成果文書⁷を更に再確認し、

その約 80 パーセントが途上国に住んでいる障がい者が、世界の人口の約 15 パーセント、すなわち 10 億人を構成することを認識し、そして一般的な福祉、進歩および社会の多様性に対する彼らの貢献の価値を認め、

障がい者、とりわけ女性、子ども、先住民族および高齢者が多様なまた更に悪化させられた形態の差別の対象となり続けそしてミレニアム開発目標および国際的に合意された開発目標の実施、監視および評価においてまだかなり不当に扱われていることを深刻に懸念し、そして政府、国際社会および国際連合システムにより、開発アジェンダの不可分の部分としての障がい、とりわけ障がい者の権利、を主流化することにおいて既に進展がなされてきた一方で、大きな課題が残っていることに留意し、

増加した国際協力と支援により支持された、より野心的で障がい者を含む国の開発戦略および障がい者を対象とした行動を伴った取組の採択と実施に向けた全ての利害関係者による緊急行動の必要性を強調し、

⁵ 決議 65/1.

⁶ 決議 66/288、添付文書。

⁷ 決議 65/277、添付文書。

障がい者の地位と能力の向上を目的とした能力開発取組および障がい者が最大限の独立を獲得しそして維持することを可能にするための包括的な教育制度、技能開発、進んで事にあたる機会および職業上のまた経営の訓練に対するアクセスを促進することによるものを含んで、平等且つ障がい者への差別無しの完全且つ生産的な雇用並びに働きがいのある人間らしい仕事に対する平等なアクセスを確保する代表組織の必要性を強調し、

障がい者が、災害、緊急時および紛争事態において並びに貧困により、過度に影響されることを懸念し、

国の、地域のそして世界的なレベルでの障がい者の状況に関する統計および信頼に足る資料並びに情報が欠け続けていることが、障がい者を含めている開発計画および実施を達成することに対する障害を示している、公的な統計におけるそれらの排除に貢献していることもまた懸念し、

障がい者統計⁸に関する既存の指針に続く、障がい者に関する信頼に足る資料を収集することと分析することの重要性を強調し、障がい者に関する資料をジェンダーおよび年齢により構成要素に分けるために資料収集を改善する現行の取組を奨励し、そして障がい者を含めている開発政策に関する進展を評価するため国際的に比較可能な資料の必要性を強調し、

1. 「前に進もう：2015年およびその後に向けての障がい者を含む開発アジェンダ」という全体にかかわるテーマで、2013年9月23日に開催された、国家元首および政府の長レベルでのミレニアム開発目標および障がい者のための他の国際的に合意された開発目標の実現に関する総会のハイレベル会合の成果文書⁹を再確認しそしてそこに含まれた公約をまた再確認する。

2. 「ミレニアム開発目標および障がい者のための他の国際的に合意された開発目標：2015年およびその後に向けての障がい者を含む開発アジェンダ」¹⁰と題された事務総長報告書およびそこに含まれた勧告を感謝しつつ留意する。

⁸ 障がい者統計の開発のための指針および原則（国際連合出版、Sales No.E.01.XVII.15）、および人口および住居調査のための原則と勧告（国際連合出版、Sales No.E.07.XVII.8）、およびその最新情報など。

⁹ 決議 68/3.

¹⁰ A/69/187.

3. その中でポスト開発アジェンダの目標および具体的目標の後継一式のいたる所にある分野横断的な問題としての障がい者を含めた審議が勧告された「全ての者のための尊厳：2015年以降の国際連合開発アジェンダに向けた進展を加速することまた前進させること」と題された事務総長報告書¹¹を歓迎する。

4. その中で総会が、持続可能な開発目標に関するオープン作業グループの報告書¹²を歓迎し、そして同報告書に含まれたオープン作業グループの提案は、他の情報もまた審議されることを認識しつつ、総会の第69会期の政府間交渉過程においてポスト2015開発アジェンダに持続可能な開発目標を統合することの基礎となるものとするとして決定した、2014年9月10日の総会決議68/309を想起し、そしてオープン作業部会の報告書が、障がい者の視点を統合することを認める。

5. ポスト2015開発アジェンダとの関連で、障がい者の権利の問題に適切な審議を行う継続的必要性を認識する。

6. 活動のための具体的な優先事項および障がい者に関する資料や分析に関するものを含む、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の実現に向けてなされた進展に関する情報を提出した加盟国および国際連合組織に対し、謝意を表明し、そしてまだそのようにしていない加盟国および関連する国際連合組織に対し、要請されている情報を提出することを促す。

7. 障がい者の権利に関する委員会の委員長および障がい者の権利に関する人権理事会の特別報告者に対し、総会と委員会との間の意思疎通を高める方法として「人権の促進および保護」と表題のついた議題の下で、総会の第70会期に総会との双方向の対話に取り組みまた関与することを招請する。

8. その中で人権理事会が、障がい者に対する、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の実現に貢献する方法、障がい者を含みまた障がい者に利用可能な開発を促進する方法、また開発のための行為者および受益者の双方としてのその役割を促進する方法を含む、障がい者の権利をより促進しまた保護する方法についての具体的な勧告を行うことを含む、障がい者の権利に

¹¹ A/68/202 and Corr.1.

¹² A/68/970 and Corr.1.

関する職務権限を制定した 2014 年 6 月 27 日の人権理事会決議 26/20¹³を歓迎する。

9. 加盟国、国際連合機関、国際的なまた地域的な機構、地域的な統合機構および金融機関に対し、障がい者を含めるため具体的な取組を行うことまた開発目標の監視および評価への利用しやすさの原則と包含を統合することを促す。

10. 加盟国、国際連合システムおよび他の利害関係者に対し、障がい者を含めた世界的なアジェンダを先に進めるために既存の国際的な過程および文書の中の調整を更に改善することを奨励する。

11. 災害リスク削減における障がい者の視点を主流化することの重要性を強調し、そして防災準備、緊急対応、回復および救済から発展への移行へのその包括的な参加と貢献に必要性並びに障がい者の包摂と利用可能な政策や計画の実施を認識する。

12. 全てのレベルでの開発における障がいを主流化する持続可能な基盤に基づく資源の動員を奨励し、そしてこれに関連して、とりわけ途上国において、適切な場合には、国内制度の設立を通じたものを含む、国家の取組の支援において、南々および三角協力を含む国際協力を促進した強化する必要性を強調する。

13. 障がい者の権利を促進する国際連合パートナーシップ基金になされた貢献を歓迎し、そしてこれに関連して加盟国および他の利害関係者に対し、自発的拠出金を提供することによるものを含んで、その目的を支援することを奨励する。

14. 国際連合システムに対し、とりわけ途上国に対する、障がい者に関する国のまた地域の資料および統計の収集と編集のための能力構築のための援助の提供を含む、既存の資源の範囲内での、技術援助を促進することを要請し、そしてこれに関連して事務総長に対し、障がい者の統計に関する既存の指針に従って、適切な場合には、ミレニアム開発目標および障がい者のための他の国際的に合意された開発目標の実現に関する将来の定期報告書で、障がい者の資料および統計を分析し刊行しそして普及させることを要請する。

¹³ 総会公式記録、第 69 会期、補遺 No.53 (A/69/53)、第 V 章、A 節参照。

15. ニューヨークの国際連合本部でのアクセシビリティセンターの開設を歓迎し、そして事務総長に対し、障がい者の権利に関する条約³の関連規定を考慮しつつ、とりわけ暫定取極を含む刷新を行う際、国際連合システムにおける施設とサービスの利用しやすさに関して関連する基準や指針の革新的な実施を続けることを要請する。

16. 加盟国、新しく任命された障がい者の権利に関する特別報告者を含む、国際連合機構および制度、並びに地域的な委員会に対し、障がい者の組織そして、適切な場合には、国内人権機関と協力して、地方の、国の、地域のそして国際的なレベルでの開発過程と意思決定に、障がい者の完全且つ効果的な参加および障がい者を含めるためのアクセシビリティに従事した確保するためのあらゆる努力を行うことを奨励する。

17. まだそうしていない加盟国に対し、測定可能なまた適切な目標や指標を通したものを含んで、運用化されることのできる、また障がい者やその代表組織を含む、利害関係者の幅広い範囲の見解に対する責任を割り当てまた結合する、国の障がい者戦略を採択することを奨励する。

18. 国際連合システム、とりわけ統計委員会に対し、既存の資源の範囲内で、その職務権限の範囲内で、障がい者の権利に関する特別報告者と協議して、障がい者に関する資料の収集および分析のための既存の方法論を更新すること、障がい者の状況に関する国際的な比較資料を得ること、また、適切な場合には、経済的および社会的発展の分野の関連する国際連合出版において、障がい者または関連する質的な事実に関する関連資料を定期的に含まれることを要請する。

19. 加盟国に対し、公式の統計への障がいに関する資料の主流化を促進するための適切な措置を講じることを奨励する。

20. 総会議長に対し、総会の第 70 会期期間中に、障がい者および開発に関するハイレベル会合の成果文書⁹に対するまた障がい者の権利に関する条約の諸原則に対するフォローアップに関連して障がい者のための開発目標の実現の状態および向けて為された進展をフォローアップするためのパネル・ディスカッションを準備することを要請する。

21. 事務総長に対し、全ての関連する国際連合機関と調整して、以下のことを要請する。

(a) 本決議の履行とミレニアム開発目標および障がい者のための他の国際的に合意された開発目標の実現に関する総会のハイレベル会合の成果文書の履行について、総会の第 70 会期の総会に情報を提出すること、そして履行を更に強化するために適切な勧告を行うこと。

(b) 2018 年中の最重要な報告書において総会に提出されることになっている、関連する国際的に合意された開発目標および障がい者の権利に関する条約の諸規定に対処することにおいて為された進展を反映しつつ、国の政策、計画、最良の慣行および障がい者に関する利用可能な統計を集めそして分析すること。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日